

屋久島空港の滑走路延伸計画案に関する P I 実施計画書

令和元年 10 月

屋久島空港滑走路延伸協議会

屋久島空港の滑走路延伸計画案に関するP I 実施計画書

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1. はじめに ----- | 1 |
| (1) パブリック・インボルブメント（P I）を行う理由----- | 1 |
| (2) 屋久島空港の滑走路を延伸する目的----- | 2 |
| 2. P I 活動の基本的な考え方 ----- | 3 |
| 3. P I 活動の実施体制 ----- | 4 |
| 4. P I 活動の実施方法 ----- | 6 |
| (1) P I 活動の目標について ----- | 6 |
| (2) P I 活動にて提供する情報----- | 6 |
| (3) P I 活動等の実施期間----- | 6 |
| (4) P I 活動の方法 ----- | 7 |
| (5) P I 活動の評価と実施記録の公表----- | 9 |
| 5. P I 後の事業化に向けた取組の判断 ----- | 9 |

1. はじめに

(1) パブリック・インボルブメント（P I）を行う理由

パブリック・インボルブメント（P I）という手法は、公共事業を構想、計画、事業の立案する段階から実施にいたるまで、事業の進め方、経緯、内容等の情報を広く公開し、皆様からの御意見を聞きながら事業を進めていく仕組みです。公共事業の透明性、客観性の確保や住民等関係者との円滑な合意形成を図ることを目的としています。

屋久島空港の滑走路延伸計画案についても、P I 活動を通じて皆様に積極的に情報を提供するとともに、幅広く御意見を募集します。



屋久島空港
(滑走路延長 1500m)

屋久島空港の滑走路延伸計画案に関する皆様の御意見を広く募集します

【参考】

国の空港整備事業へのP Iの導入は、平成14年12月の交通政策審議会航空分科会(国土交通大臣諮問機関)の答申において「新規事業採択における合意形成手続きの明示」が示されたことにはじまります。この答申を受け、国は「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針(案)」及び「一般空港の整備計画に関するパブリックインボルブメント・ガイドライン(案)」を平成15年に公表しました。これまでに、福岡空港、那覇空港及び沖縄県管理空港の滑走路の新設や延伸において、P Iが実施されています。

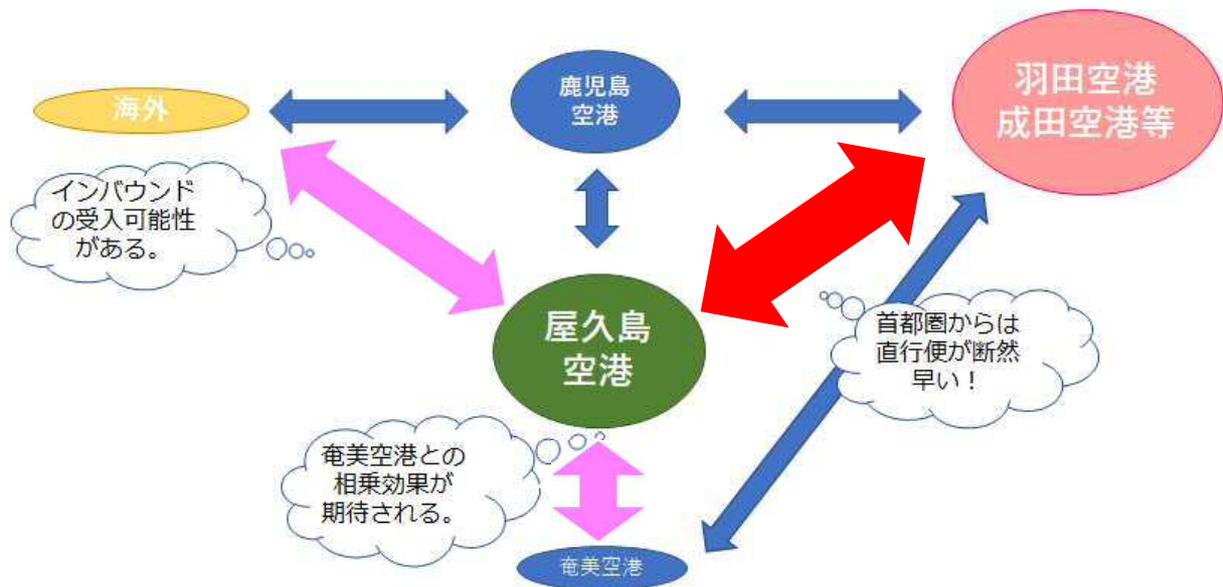
(2) 屋久島空港の滑走路を延伸する目的

屋久島空港は、屋久島町の空の玄関として町民の暮らしを支え、観光産業をはじめとする島の経済になくはならない交通インフラとして、また、海上の時化による船舶欠航の場合の代替交通機関として重要な役割を果たしています。現在、鹿児島、福岡、伊丹の3路線に1日14便（令和元年9月現在）が運航しており、年間の利用者数はおよそ18万人です。滑走路長は1,500mの空港であり、主に70席のプロペラ機が運航しています。

世界自然遺産の島、屋久島は世界に誇れるかけがえのない財産であり、同じく世界自然遺産登録を目指す奄美群島との相乗効果により、国内はもとより海外からも直接観光客が訪れることが期待されます。

また、首都圏や海外から屋久島町へ行くためには、現在、鹿児島空港や鹿児島港を経由しているところですが、首都圏等からの直行便ができれば、所要時間は大幅に短縮され、交流人口の更なる拡大や農水産物及びその加工品の首都圏への迅速な輸送による地域経済の発展も期待されます。

屋久島空港の滑走路延伸計画案は、滑走路の長さを現行の1,500mから、首都圏からの直行が可能となるジェット機の就航に必要な2,000mに延伸し、併せて必要なエプロンやターミナル地域を拡張するものです。



滑走路の延長により、ジェット機が就航可能となり
交流人口の拡大が期待されます

2. P I 活動の基本的な考え方

P I 活動では、屋久島空港の滑走路延伸計画案に関する情報を皆様に提供し、皆様の御意見を広く集め、計画案への反映を検討します。

P I 活動の基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 屋久島の住民の意見を積極的に把握します

P I の対象者は、主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々です。

なお、屋久島空港は、屋久島町民の生活を支えるとともに、観光、産業などの振興・発展を図る上からも重要な社会基盤であることから、特に屋久島町民のP I 活動への積極的な参加を促します。

(2) わかりやすい情報の提供に努めます

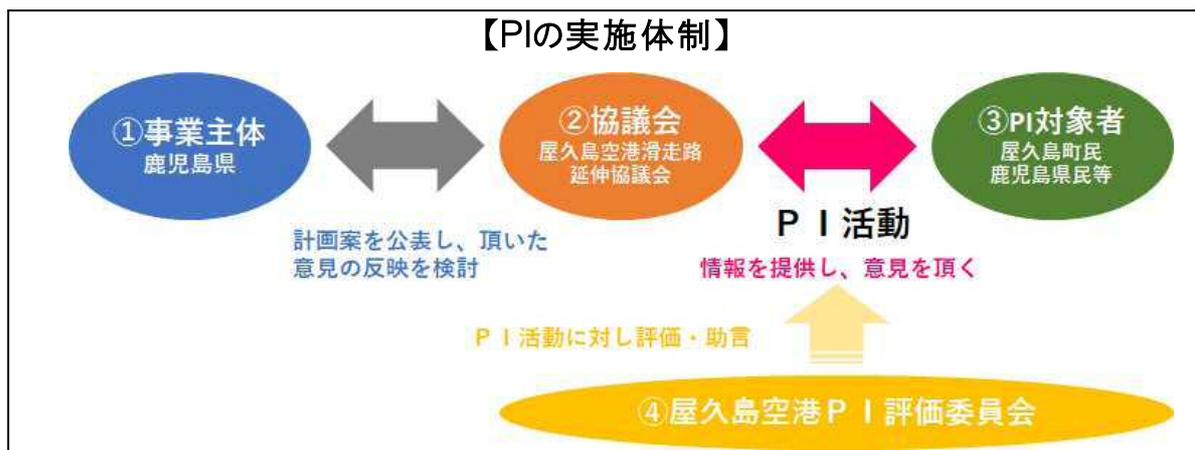
皆様からより広く、多くの御意見をいただけますよう、滑走路延伸の必要性や計画案の内容などについて、わかりやすい情報の提供に努めます。

(3) 透明性、公平性及び客観性を確保したP I 活動を実施します

P I 活動は、事業主体である鹿児島県やP I 対象者に対して中立的な立場である第三者機関（屋久島空港P I 評価委員会）の評価・助言のもとに実施します。

3. P I 活動の実施体制

屋久島空港の滑走路延伸計画案におけるP I 活動は、①事業主体である鹿児島県、②鹿児島県と屋久島町で構成する「屋久島空港滑走路延伸協議会」、③御意見を頂く「P I 対象者」、④P I 活動の透明性、公平性及び客観性を確保するため、有識者からなる「屋久島空港P I 評価委員会」の4者がそれぞれ役割を持って実施します。



① 事業主体（鹿児島県）

事業主体である鹿児島県は、屋久島空港の滑走路延伸計画案を作成し、事業を行うか判断し、事業を行う役割を持っています。P I 活動で提供する情報を作成し、屋久島空港滑走路延伸協議会に報告します。

また、P I 活動の結果について滑走路延伸計画案への反映を検討します。

② 屋久島空港滑走路延伸協議会（鹿児島県・屋久島町）

屋久島空港滑走路延伸協議会は、屋久島空港の整備に向けた課題解決に取り組むため令和元年8月に組織されました。鹿児島県と屋久島町で構成され、事務局は鹿児島県土木部港湾空港課と屋久島町政策推進課に置いています。P I 活動においては、主体となって、皆様に情報を公開し、御意見を収集します。

また、P I 活動の結果を事業主体である鹿児島県に伝えます。

③ P I 対象者

主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々がP I 対象者です。

④ 屋久島空港P I 評価委員会

屋久島空港P I 評価委員会は、屋久島空港滑走路延伸協議会が設置する第三者機関で、P I 活動の取組を中立的、客観的な立場から評価・助言す

る役割を持っています。

このため、構成メンバーの選定については、屋久島空港及び関連施設の整備、運営、経営等の直接的な関係者でないことや、特定の行政機関職員や利害関係者でないことなど、中立性が確保された人物であることが求められます。

また、P I 活動では、多くの方から意見を収集するため、経済や情報関連に関する専門的な知識のほか、空港整備に関する土木分野に対する専門的な知識及び情報提供や意見収集方法などのコミュニケーションに関する専門的な知識を有する委員であることが望まれます。

これらの条件をもとに選任し、事業主体の長が任命しました。

【P I 評価委員会の設置概要】

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 設置者 | 屋久島空港滑走路延伸協議会 |
| 設置の目的 | 屋久島空港滑走路延伸協議会が行うP I 活動に対する透明性、公平性及び客観性を確保する。 |
| 構成員 | 萩野 誠 (鹿児島大学法文学部 教授) 専門性：経済，情報 浅野 敏之(鹿児島大学地震火山地域防災センター 特任教授) 専門性：環境水理，海岸工学 西 みやび(西みやび事務所 代表(文筆家&観光アドバイザー) (元 LEAP 出版(株)代表取締役) 専門性：マス・コミュニケーション |
| 選任方法 | 屋久島空港滑走路延伸協議会が候補者を選任し、協議会を構成する事業主体の長（鹿児島県知事）が任命する。 |
| 活動 | 屋久島空港滑走路延伸協議会が実施するP I 活動に対する評価・助言 ➤ P I 実施計画に関すること ➤ P I 実施期間中のP I 活動に関すること ➤ P I 実施結果に関すること |
| その他 | P I 評価委員会の活動は、原則として公開する。 |

4. P I 活動の実施方法

(1) P I 活動の目標について

P I 活動の対象者は、主に屋久島町民をはじめとする鹿児島県民の方々です。

屋久島空港滑走路延伸協議会と皆様が情報を共有し、屋久島空港の滑走路延伸計画案に対する皆様の御意見を把握することに努めます。

特に、屋久島空港周辺の集落については、全世帯に滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめたパンフレットの配布を行い、より多くの御意見の収集を目指します。

(2) P I 活動にて提供する情報

P I 活動にて提供する情報は次のとおりで、これらをまとめたパンフレットを作成します。

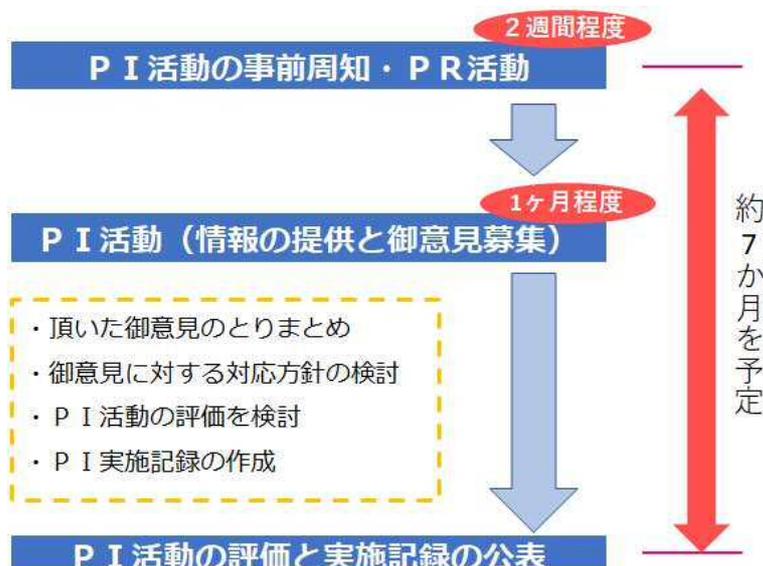
- ① 事業の必要性について
 - ・屋久島空港の現状と課題
 - ・滑走路延伸計画案の効果
 - ・屋久島空港の将来需要予測など
- ② 施設計画の妥当性について
 - ・滑走路延伸計画案とターミナル地域計画案の概要
 - ・周辺環境の状況
 - ・整備費用に対する効果など

(3) P I 活動等の実施期間

屋久島空港滑走路延伸協議会では、P I の取組として①P I 活動の事前周知（PR 活動）、②P I 活動（情報提供と御意見募集）、③P I 活動の評価と実施記録の公表まで、約7ヶ月の期間を予定しています。

また、この開始時期については、令和元年度中を予定しています。

ただし、あくまで予定であり、今後の計画案の検討状況等により変更することもあります。



(4) P I 活動の方法

P I 活動の方法は次のとおりです。

① P I 活動の事前周知（P R 活動）

P I 活動（計画案に関する情報提供，意見募集）の実施にあたって，次のとおり，事前の周知を行います。周知期間は，2 週間程度を予定しています。

ア 行政広報誌への記事掲載

| | |
|------|-------------------------------|
| 周知内容 | P I 活動期間，パンフレットの配付場所，御意見募集方法等 |
| 周知方法 | 広報誌「県政かわら版」，「町報やくしま」への掲載 |

※パンフレット：滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめた冊子

イ P R ポスターの掲示

| | |
|------|-----------------------------|
| 周知内容 | アの行政広報誌への記事掲載の内容と同様 |
| 掲示場所 | 屋久島町役場，鹿児島県庁，屋久島事務所，各空港・港湾等 |

ウ P R チラシの配布

| | |
|-------------|---|
| 周知内容 | アの行政広報誌への記事掲載の内容と同様 |
| 配置場所 配布先 | 屋久島町役場，鹿児島県庁，屋久島事務所，空港・港湾等に配置 屋久島町内の集落及び地元関係団体等に配布 |

エ ホームページへの情報掲載

| | |
|------|------------------------------|
| 掲載内容 | P R 活動に関する情報を掲載し進捗に応じて適宜更新 |
| 掲載場所 | 鹿児島県庁ホームページ 屋久島町役場ホームページ等 |

② P I 活動（情報提供と御意見募集）

P I 活動における皆様への情報提供と御意見の募集方法は、次のとおりです。P I 活動の期間は、1ヶ月間程度を予定しています。

ア パンフレットの配布（折込ハガキで意見を募集）

| | |
|------|-------------------------------|
| 配置場所 | 屋久島町役場，鹿児島県庁，屋久島事務所，空港・港湾等に配置 |
| 配布先 | 屋久島町内の集落及び地元関係団体等に配布 |

※パンフレット：滑走路延伸計画案等提供する情報をまとめた冊子

イ パネル展示

| | |
|------|----------------------------|
| 展示場所 | 屋久島町役場，鹿児島県庁，屋久島事務所，空港・港湾等 |
| 展示内容 | パンフレットの内容をパネルで展示 |

ウ 説明会の開催

| | |
|------|-------------------------|
| 開催回数 | 説明会を概ね3回開催 |
| 開催場所 | 屋久島町内を予定 |
| 説明内容 | 参加者にパンフレットを配布し，内容に沿って説明 |

エ ホームページへの情報掲載

| | |
|------|------------------------------|
| 掲載内容 | P I 活動に関する情報を掲載し進捗に応じて適宜更新 |
| 掲載場所 | 鹿児島県庁ホームページ 屋久島町役場ホームページ等 |

御意見は、「ホームページへ直接記入」していただく方法と、「パンフレットに折り込んであるハガキに記入しポストや意見回収箱に投函」していただく方法等があります。パンフレットの配布場所，意見回収箱の設置場所は，上記ア～エを御覧ください。説明会では，質問を伺う時間を設けます。是非，御参加ください。

(5) P I 活動の評価と実施記録の公表

P I 活動の取組では、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「鹿児島県個人情報保護条例(平成 14 年 10 月 15 日条例第 67 条)」を遵守します。

いただいた御意見は、内容別に分類・整理した後、御意見への対応方針とともに公表しますが、個人が特定されるようなことはありません。また、御意見は、P I 活動の目的以外に使用することはありません。データの管理は屋久島空港滑走路延伸協議会が責任をもって行います。

P I 活動について、その実施内容、実施結果をもとに屋久島空港滑走路延伸協議会がP I 評価委員の評価・助言を得た上で、P I 活動の取組の経緯をとりまとめたP I 実施記録書を作成し公表します。

5. P I 後の事業化に向けた取組の判断

P I の結果を踏まえて、事業主体(鹿児島県)が滑走路延伸の事業化に向けた取組を進めるか否かを判断します。